

議案第31号

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例
第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|-------------------|-----------|
| 入札監視委員会委員長 | 日額 9,800円 |
| 同 委員 | 同 8,100円 |
| 公の施設の指定管理者選定委員会委員 | 同 8,100円 |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。